

大阪市地域包括支援センターにおける個人情報の
取扱いに関する取組みについて

〔公開資料〕

令和 4 年度 第 4 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和5年3月22日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

大阪市地域包括支援センターにおける 個人情報の取扱いに関する取組みについて

- ・ 令和3年度実施事業において、個人情報の漏洩により、「個人情報の保護」の事業評価項目で「未」となる地域包括支援センター（以下「包括」という。）が12か所あった。
- ・ この結果を踏まえ、12か所の包括へ再発防止策等にかかるチェック体制やモニタリングの実施状況について聞き取りを実施した。また、全包括に対して令和4年9月に個人情報の取扱いに関するアンケートを行い、11月の包括管理者会において、結果のフィードバックを行うとともに、取組みの好事例の共有を行った。
- ・ これらの状況について第2回市運営協議会へ報告し、「今まで以上に再発防止に向けた取組みを行うとともに、発生させない仕組みとして、情報管理の徹底に関する仕組みの構築・再整備を速やかに行うことが必要である。」とのご意見をいただいた。
- ・ 本市としても、これまでの取組みに加え、包括が行う個人情報の取扱いについて事務処理誤りの防止に向けた指針を示すことで、当指針に基づき各包括が個人情報の取扱いに関する適切な対応が行えるよう、しくみ作りを目指す。
- ・ なお、指針については、各包括への周知徹底だけではなく、区保健福祉センターへも情報共有を行い、実態確認時などの機会を利用し、包括におけるチェック体制及びモニタリング等の実施状況について意見交換や必要な助言などを行っていくこととする。

【議題2－資料②】 大阪市地域包括支援センターにおける個人情報の取扱いに関する事務処理誤りの防止指針(案)

【議題2－参考資料】 個人情報の取扱い 対応状況に関するアンケート結果について
(令和4年11月16日 地域包括支援センター管理者会説明資料)